

介護保険制度について

介護保険制度は各地の市町村・東京23区が主体(保険者)となり、運営される制度です。

被保険者(介護保険に加入されている方)

第1号被保険者 65歳以上の方

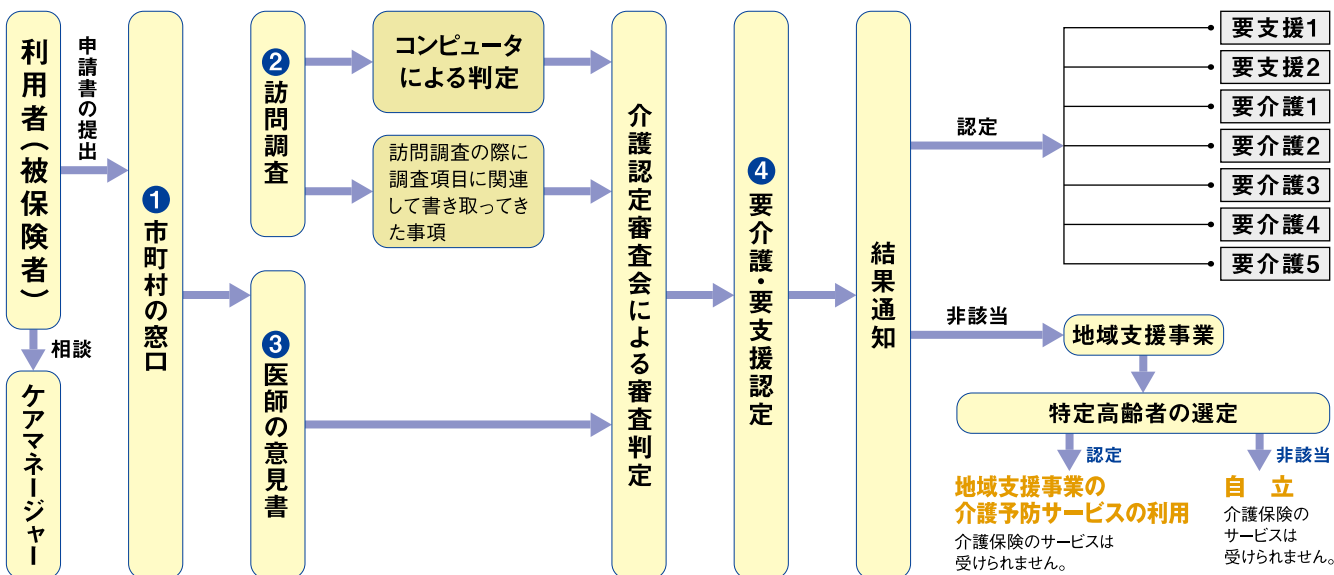
- サービスを利用できる方
 - ① 寝たきりや痴呆等で常に介護を必要とする状態(要介護状態)と認定された方
 - ② 常時介護までは必要としないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方
- 保険料の支払い
原則として年齢・退職年金からの天引

第2号被保険者

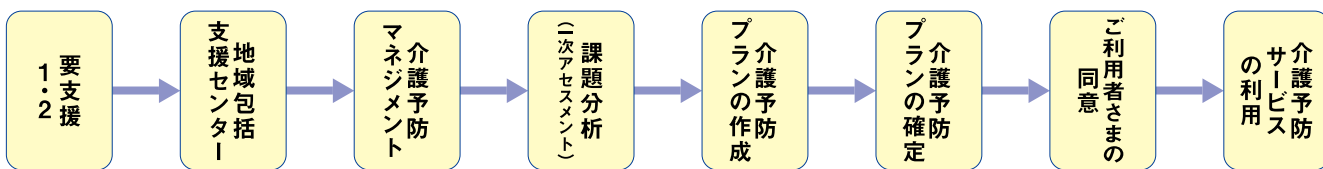
40歳以上65歳未満で医療保険に加入されている方

- サービスを利用できる方
初老期における認知症・脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気により、要介護状態や要支援状態となった方
- 保険料の支払い
加入している医療保険の保険料に上乗せして一括納入

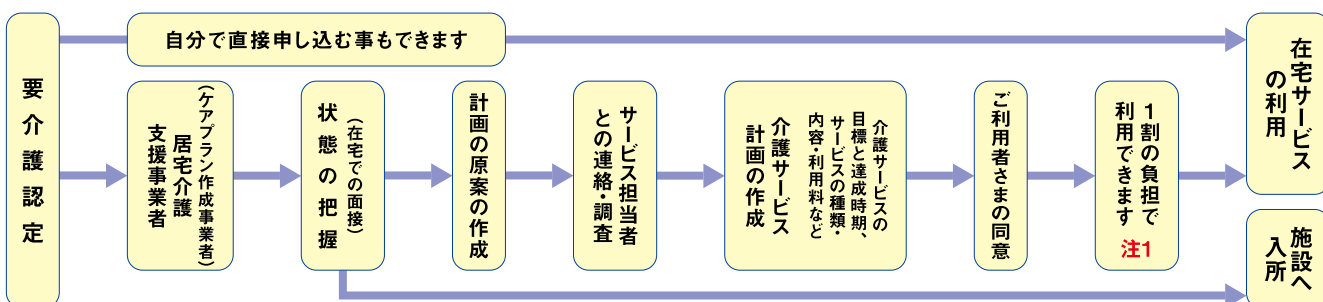
要介護・要支援認定申請とサービス利用の流れ



ケアプランから予防給付を受けるまで



ケアプランから介護給付を受けるまで



注1:一部介護度によって利用できない品目もございます。また、介護保険法の改定によりご利用者負担額が変更となる場合がございます。